

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、お知らせします。

令和8年2月19日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤 和広

記

- 1 手続番号
第3903-2022-0008号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
南陽市宮内字尻無沢一2165番
- 3 地目
墓地
- 4 地積
56平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
濱田一平
大竹清四郎
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、お知らせします。

令和8年2月18日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号
第3903-2022-0009号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
南陽市宮内字別所三3226番
- 3 地目
墓地
- 4 地積
165平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
大竹次兵ヱ外三人
- 6 登記すべき事項
持分4分の3 表題部所有者として記録すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定であるので、お知らせします。

令和8年2月18日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号
第3903-2024-0001号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
東置賜郡川西町大字小松字五宅804番
- 3 地目
墳墓地
- 4 地積
38平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項）
船山利右エ門外四人
- 6 登記すべき事項
持分5分の4 表題部所有者として記録すべき者がいない（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）